

お客様各位

平成27年10月1日

日増しに秋が深まってまいりましたが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の4点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 法令改正～改正労働者派遣法の施行
3. シリーズ～マイナンバー対策 その7
4. コラム～ジュニア版NISAについて

## 1. 今月の事務

10月の給料計算では厚生年金保険料の変更が必要です。

まず、7月に提出した「報酬月額算定基礎届」に基づく定時決定により、健康保険・厚生年金保険の標準報酬が変更されます。8月上旬あたりに年金事務所から送られてきた標準報酬決定通知書の金額に変更して下さい。

次に、9月からの一般被保険者の厚生年金保険料率が17.828%（改定前は17.474%）に引き上げられていますので、こちらも変更をお忘れなく。

## 2. 法令改正～改正労働者派遣法の施行

9月の通常国会で成立した改正労働者派遣法が9月30日から施行されています。

派遣労働は、あくまで臨時的・一時的なものであることを原則とするという考え方のもと、派遣労働者による常用代替を防止するとともに、派遣労働者のより一層の雇用の安定、キャリアアップを図ることが強調された改正です。

改正の内容は、施行日以後に締結・更新される労働者派遣契約では、すべての業務に対して、派遣期間に次の2種類の制限が適用されます。

### ①派遣先事業所単位の期間制限

同一の派遣先の事業所に対し、派遣できる期間は、原則3年が限度となり、従来の派遣期間の制限がない専門26業務は廃止となりました。派遣先が3年を超えて受け入れようとする場合は、派遣先の過半数労働組合等からの意見を聴く必要があります（1回の意見聴取で延長できる期間は3年まで）

### ②派遣労働者個人単位の期間制限

同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位（課など）に対し派遣できる期間は、原則、3年が限度となります。但し、派遣元で無期雇用されている派遣労働者や60歳以上の派遣労働者は、例外として期間制限の対象外となります。

この他の改正による影響として、派遣先では派遣労働者に対して自社の正社員と同様に教育訓練や福利厚生施設の利用を可能とする均衡待遇を推進することを、派遣元については、従来、一般労働者派遣事業は許可制、特定労働者派遣事業は届出制と区別されていたものが、すべての労働者派遣事業が許可制に一本化され、監視が強化されます。

特に派遣元にとっては大幅な変更であるため、経過措置として、施行日時点で特定労働者派遣事業を営んでいる事業者は、引き続き3年間は「その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者のみである事

業」を営むことが可能で、施行日時点で一般労働者派遣事業を営んでいる方は、その許可の有効期間の間は、引き続き事業を営むことが可能とされています。

そして、今回の法改正の前から決まっていたもので、派遣先に大きな影響があるものとして10月1日からの「労働契約申込みみなし制度」があります。派遣先が「違法派遣」と知りながら派遣社員を受け入れている場合、派遣先が派遣社員に対して直接雇用を申し込んだものとみなし、派遣元と派遣社員が契約している雇用条件と同一条件で雇用を行なわなければならないという制度が施行されます。

派遣先は派遣契約及び業務内容を十分に吟味し直し、特に派遣元が派遣許可等に不備があるだけでも違法派遣とされることに留意して下さい。

### 3. シリーズ～マイナンバー対策 その7

いよいよ今月にマイナンバー（個人番号）が各自治体から個人へ通知されます。

平成28年から税分野から適用され、社会保険分野では1年遅れと一般的には認識されていますが、実は雇用保険は平成28年から適用されるため、入退社が生じた際には個人番号が必要になるのです。

そのため、28年からの業務を滞りなく進めるためには、早めに従業員から本人及び被扶養者のマイナンバーを取得しておく必要があり、取得に当たっては利用目的の明示が法律で強制されています。

取得時の注意点として、仮に利用目的を税金事務目的としてしまうと、1年後の社会保険適用の際に再度取得しなければならなくなるため、利用目的は税金の他、社会保険、助成金申請など法律で許容される目的を包括的に示すことが必要です。

### 4. コラム～ジュニア版NISAについて

平成28年からジュニア版NISAが開始されます。

この制度は、未成年（0～19歳）を対象に、年間80万円分の投資枠から得られた譲渡益、分配金・配当金に対しては税金が掛らないもので、未成年者の名義での口座開設が必要です。

さて、未成年者の法律行為には親などの法定代理人の同意が必要とされ、仮に同意がない場合は無効とされることから、もし、この投資取引で損失を出した場合に無効を主張されることがあるのではないかと疑問を持たれる方が多いと思います。

実は取引主体は親権者とされており、つまり、親権者が未成年の財産形成のために行う投資取引となるのです。そのため、原則18歳まで引き出しが制限されており、災害時等を除き、途中で払出し（出金等）をした場合には、生じた利益に対して遡及して課税されることに留意して下さい。

なお、ジュニア版NISA口座開設にはマイナンバーが必要です。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>